自治会活動保険について

日吉台学区の全ての自治会は自治会活動保険に加入しています。　日吉台学区では支払いは自治連合会で一括して行っていますが、**加入は各自治会単位で、パンフレットにある補償は自治会単位**で得られます。　（従って、請求者が各自治会長の場合、自治連合会長の印等は必要ありません）

補償されるリスク（パンフレットより）

1. 行事活動中の第三者の身体の障害・財物の損壊による賠償事故
2. 行事活動中の住民の方の傷害事故
3. 住民の方以外への傷害見舞費用
4. 行事の中止等による費用損害

補償される事例：（パンフレットより）

* テント・やぐらが倒れて通行人にケガを負わせてしまった。
* ソフトボール大会の開催中、近隣の民家の窓ガラスを割ってしまった。
* お祭りで神社のみこしを壊してしまった。
* 町内会の遠足の途中、駅の構内で参加者が転倒し、ケガをした。
* 運動会の招待客が、競技に参加中、転倒して骨折した。
* ソフトボール大会が雨で中止となり、自治会が用意したお弁当をキャンセルし、キャンセル料が発生した。

契約の概要

* 名称：自治会活動保険（損保ジャパン㈱）
* 加入コース：Cコース（以下パンフレットより抜粋、各自治会あたり。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賠償責任（身体・財物共通） | | 5,000万円 |
| 傷害（1名あたり） | 死亡・後遺傷害 | 500万円 |
| 入院（一日につき） | 3,000円 |
| 通院（一日につき） | 1,500円 |
| 傷害見舞費用 | | 10万円 |
| 費用損害（１自治会、１年間） | | 50万円 |

* 証券番号：保険証券のコピー、パンフレットはhiyoshidai.net 書庫＞６．地域安全カメラ・SOSネットワーク・自治会活動保険関連 からご確認いただけます。
* 保険期間：例年4月1日午後4時から1年
* 代理店：(株)アームズ　TEL：077-510-0010（担当　藤田 直紀 氏　TEL：090-8526-7496）

保険金請求に関する注意事項

* **保険対象となる事業は、「自治会が企画立案し、総会や組長会または会則等に基づく手続きを経て決定された活動・事業」です。保険金請求時の無用なトラブルを避ける意味でも、保険対象としたい活動・事業については、各自治会の独自事業や自治連合会・各助成団体の主催事業を含めて、できるだけ具体的に各自治会の総会資料事業計画や組長会議事録などに記載しておいてください。**
* 保険金支払い請求書式の入手や保険に関する質問は直接代理店にお尋ねください。
* 保険金支払いを請求する際は、上記に規定した自治会活動中の事故であることを支払い請求書に明記してください。

一括申込について

加入世帯数に応じて割引額が大きくなりますので、例年自治連合会が各自治会から世帯数分の保険金を一旦お預かりして、一括して申し込みを行っています。（現在は15%割引適用）

添付申込書、領収書に必要事項を記入し、下表の自治会員世帯数に応じた保険料をつり銭の無い様に添えて3月の役員会に持参してください。（保険会社からの領収書は自治連合会で保管します）